

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和元年11月15日

措置結果告示日 令和2年 1月28日

佐倉市監査委員 松 田 和 哲

佐倉市監査委員 滝 田 理

佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和元年度財政援助団体等監査

監 査 結 果	措 置 の 内 容
1 出資団体 （1）公益財団法人 佐倉緑の基金に関する事項 ア 指摘事項 （ア）減価償却の方法について（佐倉緑の基金） 経理規程第35条によると有形固定資産は定額法による減価償却を実施するとなっているが、平成30年度決算報告では、器具及び備品を定率法にて実施されており、同条に反している。また、当該年度で器具及び備品は備忘価額となっており、期末財産額については影響がないものの単年度損益（正味財産増減計算書）に多少の差異が生じている。 令和元年度においては、看板を取得しているが、器具及び備品については、定額法で減価償却を実施されたい。 イ 意見 （ア）活動資金の調達について（佐倉緑の基金） 平成30年度正味財産増減計算書によると、法人の経常収益7,620,438円のうち、基本財産受取利息が6,164,387円と、全体の8割以上を占めている。 もっとも、基金が保有する資金の大半は国債を取得して運用しているところ、基本財産であ	1 出資団体 （1）公益財団法人 佐倉緑の基金に関する事項 ア 指摘事項 （ア）減価償却の方法について 今後取得する有形固定資産については、経理規程に則り、定額法での処理を行います。また、経理処理全般について規程の確認・徹底を行い、相違防止に努めてまいります。 イ 意見 （ア）活動資金の調達について 安定した基金運営を行うための収入源の確保につながる賛助会員の拡大について、広報手段としてのHPの活用や諸行事での市民の皆さんとの交流を通じて財団の活動についての理解と協力が得られるよう、今後も継続的に周知活動に取り組んでまいります。

監 査 結 果	措 置 の 内 容
る投資有価証券 443,584,290 円のうち 90,308,790 円の国債が令和元年6月に満期を迎え、現在は定期預金として運用されている。定期預金は、国債より利率が低いため、今後、受取利息の減少が見込まれる。 今後とも、活動を維持するためには、寄付金や賛助会費など、基本財産受取利息以外の収入源を確保することが必要である。そのためには、佐倉市とも連携し、同基金の存在意義について積極的に発信し、賛同者を募る努力が必要であるとともに、事業内容の効率化や、見直しも必要であると考えられる。 基本財産受取利息に頼らない基金運営の在り方について、再度検討されたい。 2 公の施設の指定管理者 (1) 社会福祉法人 千手会に関する事項 ア 指摘事項 (ア) 四半期業務報告書及び月次報告書について(千手会、障害福祉課) (南部よもぎの園・さくらんぼ園) a 千手会への指摘について 各協定書及び各業務基準書の規定に基づき、市は指定管理者より四半期業務報告書及び月次報告書の提出を受け、業務内容を定期的に審査することとなっているが、以下の四半期業務報告書については、内容に不備が、月次報告書については、提出されていなかった。 (a) 南部よもぎの園について 南部よもぎの園の業務基準書によると、四半期業務報告書の内容については、事業実施状況、収支状況、修繕報告、情報公開等処理状況及びその他報告すべき事項としているが、指定管理者より提出されていたのは、そのうちの一部であり、報告事項が不足していた。 また、利用状況や要望・苦情処理状況等を報告する月次報告書については、それ自体提出さ	加えて財団の運営について、この数年は管理費の節減を進め、事業活動費も圧縮してまいりましたが、更なる効率化に向けて、現場との連携を密にとり保全活動の劣化に繋がらない範囲で、必要に応じた各事業のピッチ、サイクルの見直しについても検討してまいります。 2 公の施設の指定管理者 (1) 社会福祉法人 千手会に関する事項 ア 指摘事項 (ア) 四半期業務報告書及び月次報告書について(千手会、障害福祉課) (南部よもぎの園・さくらんぼ園) (a) 南部よもぎの園について 南部よもぎの園の四半期業務報告書の提出につきまして、業務基準書を遵守し、報告事項に不足がないよう実施してまいります。 また、月次報告書の提出につきまして、業務基準書を遵守し、実施してまいります。

監 査 結 果	措 置 の 内 容
れていなかった。 (b) さくらんぼ園について さくらんぼ園の業務基準書によると、四半期業務報告書の内容については、事業実施状況、利用状況、収支状況、修繕報告、情報公開等処理状況、環境影響調査に係る測定報告、要望・苦情処理状況及びその他報告すべき事項としているが、指定管理者より提出されていたのは、そのうちの一部であり、報告事項が不足していた。 また、月次報告書について、協定書には、業務基準書の定めるところにより提出する旨の規定があるものの、業務基準書には、月次報告書の規定がなく、整合性を欠くとともに、月次報告書の提出もされていなかった。 b 障害福祉課への指摘について 四半期業務報告書及び月次報告書については、指定管理者が業務を適切に履行しているかどうかを把握する重要な資料であることから、協定書に沿った業務基準書を作成するとともに、協定書及び業務基準書を遵守し、適正に四半期業務報告書及び月次報告書の提出を受け、業務内容の定期審査を適切に実施されたい。 (イ) W e bサイトの管理について(千手会) (南部よもぎの園・さくらんぼ園) 南部よもぎの園及びさくらんぼ園の各協定書に基づくそれぞれの広報活動ガイドラインによると、指定管理者が施設サイトを作成する場合は、団体本体のW e bサイトと混同されないよう、各施設の指定管理者であること、及び各施設の指定期間をトップページに明記した上で、独立したサイトとして構成するものとする。こと、並びに指定管理者が施設サイトを作成する場合は、団体サイトとの混同を避け、ユーザーの利便性を図るため、市(情報システム課)が	(b) さくらんぼ園について さくらんぼ園の四半期業務報告書の提出につきまして、業務基準書を遵守し、報告事項に不足がないよう実施してまいります。 また、月次報告書につきまして、市と業務基準書の規定を協議し、提出を実施してまいります。 b 障害福祉課への指摘について 四半期業務報告書及び月次報告書につきまして、協定書に沿った業務基準書を作成し、協定書及び業務基準書を遵守し、適正に提出を受け、業務内容の定期審査を適切に実施してまいります。 (イ) W e bサイトの管理について(千手会) (南部よもぎの園・さくらんぼ園) W e bサイトの管理につきまして、協定書に基づく広報活動ガイドラインに沿った適切な管理に努めてまいります。

監 査 結 果	措 置 の 内 容
取得した独自ドメイン名を使用するものとする、とされている。 しかし、各施設サイトについては、団体本体のW e b サイトの下位ページとして作成されており、市が取得した独自ドメインも使用されていない。また、トップページにも、各施設の指定管理者であること、及び各施設の指定期間が明記されておらず、これらは、同ガイドラインに反している。 同ガイドラインに沿ったW e b サイトの適切な管理に努められたい。 (2) 社会福祉法人 愛光に関する事項 ア 指摘事項 (ア) 委託料の算定について (社会福祉課) 利用料金の見直しに起因し、指定管理者に増収があった場合は、委託料からこの増収分を市は控除することができるが、利用料金の見直しに伴う控除額の算定誤りにより、3,410 円多く委託料を指定管理者に支払っていた。 委託料の算定に当たっては、慎重を期し、再発防止に努めるとともに、指定管理者に対しては、速やかに多く支払った委託料の返還手続きを取られたい。 (イ) 利用料金の承認について (愛光、社会福祉課) 浴室の利用料金については、協定書の規定に基づき、あらかじめ市の承認を得ることとなっているが、10 枚につき1 回分をサービスする回数券について、承認を得ていなかった。この原因は、本回数券による料金設定については、現指定管理者による以前から行われていたことから、担当課及び指定管理者の双方が、すでに承認済みであるとの思い込みによるものである。 本回数券による料金設定については、速やか	(2) 社会福祉法人 愛光に関する事項 ア 指摘事項 (ア) 委託料の算定について (社会福祉課) 指定管理者に対して委託料の返還手続きを行い、返還済みです。 今後は支払いに関する書類を精査し、算定誤りがないよう事業を実施してまいります。 (イ) 利用料金の承認について (愛光) 浴室の利用料金につきまして、変更届出書を市に提出いたし、承認を受けました。 今後は協定書を遵守して事業を実施してまいります。 (社会福祉課) 指定管理者を指導し、浴室の利用料金に係る変更届出書を提出させて承認をしました。 今後は協定書を遵守して事業を適正に遂行してまいります。

監 査 結 果	措 置 の 内 容
に承認手続きを済ませるとともに、今後の事務事業の運営に当たっては、協定書等を遵守し、適正な遂行に努められたい。 (ウ) W e bサイトの管理について (愛光) 協定書に基づく広報活動ガイドラインによると、指定管理者が施設サイトを作成する場合は、団体本体のW e bサイトと混同されないよう、南部地域福祉センターの指定管理者であること、及び指定期間をトップページに明記した上で、独立したサイトとして構成するものとする、とされている。 しかし、施設サイトのトップページには、指定期間が明記されておらず、これは、同ガイドラインに反している。 同ガイドラインに沿ったW e bサイトの適切な管理に努められたい。 イ 意見 (ア) 大型バス運營業務について (社会福祉課) 指定管理者による施設運營業務の中に、大型バス運營業務が含まれている。 確かに、大型バス運營業務は、南部地域福祉センターの前身である旧老人福祉センターの時代から行われている事業であるものの、実態は指定管理者から民間バス事業者等へ業務の再委託がなされており、施設の管理とも言い難い。大型バス運營業務の在り方については、公の施設の管理を行わせるという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、検討されたい。	(ウ) W e bサイトの管理について (愛光) 協定書に基づく広報活動ガイドラインに沿い、W e bサイトの修正を行いました。 今後は協定書を遵守して事業を実施してまいります。 イ 意見 (ア) 大型バス運營業務について (社会福祉課) 大型バス運營業務の在り方について、指定管理者から意見聴取を行い、庁内で検討を進めてまいります。